12　自動車に備える灯火は、次に掲げるものを除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

一　前照灯
二　前部霧灯
三　側方照射灯
四　低速走行時照射灯
五　昼間走行灯
六　側方灯
七　番号灯
八　後部霧灯（第６項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）
九　後面に備える駐車灯
十　制動灯
十一　後退灯
十二　車両後退表示投影装置
十三　方向指示器
十四　補助方向指示器
十五　非常点滅表示灯
十六　緊急制動表示灯
十七　後面衝突警告表示灯
十八　速度表示装置の速度表示灯
十九　室内照明灯
二十　緊急自動車の警光灯
二十一　道路維持作業用自動車の灯火
二十二　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
二十三　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
二十四　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
二十五　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器
二十六　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
二十七　アンサーバック機能を有する灯火
二十八　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
二十九　車室外乗降支援灯

13・14　（略）

15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。

イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ　（略）

12　自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第６項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火、走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）及び車室外乗降支援灯を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

13・14　（略）

15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。

イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ　（略）